

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
マスコット着ぐるみ貸出取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の開催に当たり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が定める両大会のマスコットの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「マスコット」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) キャプフィー 滋賀県イメージキャラクターであるキャプフィーを基に、県委員会がアレンジしたマスコット
- (2) チャプフィー 県委員会が定めるマスコット

(貸出機関)

第 3 条 着ぐるみの貸出は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局が行う。

(使用できる者)

第 4 条 着ぐるみを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県、県内市町および両大会の関係機関・団体
- (2) 多くの参加者が見込めるイベント等を主催する県内のグループ・団体
- (3) その他県委員会事務局長（以下「管理者」という。）が適当と認める者

(使用の申請・承認)

第 5 条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申請書」（様式第 1 号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が使用するときは、この限りではない。

- (1) 両大会の開催のために市町が設置する委員会
- (2) 国、地方公共団体、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会、滋賀県内の郡市体育・スポーツ協会およびこれらに加盟する競技団体
- (3) 第 79 回国民スポーツ大会において公開競技またはデモンストレーションスポーツを実施する団体
- (4) 滋賀県知事または滋賀県教育委員会教育長から後援名義の使用承認を受けた者のうち、滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局またはスポーツ課から後援名義使用承認通知書の交付を受けた者
ただし、後援名義の使用承認を受けた事業に使用する場合に限る
- (5) 県委員会から後援名義の使用承認通知書の交付を受けた者
ただし、後援名義の使用承認を受けた事業に使用する場合に限る
- (6) その他会長が認める者

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会マスコットキャラクタ

一着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）」により使用を承認するものとする。

- (1) スポーツおよび両大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる場合
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められる場合
- (5) 営利目的の活動に使用する場合
- (6) その他、管理者が不適切であると判断した場合

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として1週間以内とし、使用者は、使用后速やかに返却しなければならない。

(使用料)

第7条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マスコットのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、または転貸しないこと。
- (3) 火気および危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 貸出期間を遵守すること。
- (6) 承認を受けた用途のみに使用し、管理者が付した条件・指示に従うこと。
- (7) その他別紙1「着ぐるみの使用における注意事項」に掲げる各事項。

(承認の取消し)

第9条 管理者は、使用者がこの要領または承認を受けた内容に違反していると認められた場合は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第3号）」によりその使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、取消しがあった日以降、着ぐるみの使用をしてはならず、直ちに返却しなければならない。

3 第1項の規定による取消しにより生じた損害は、使用者の負担とする。

(使用の報告)

第10条 使用者は、着ぐるみの使用を終了した後、別紙3「着ぐるみ使用チェックリスト」を添え、速やかに「着ぐるみ使用報告書」（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、着ぐるみを破損または汚損した場合は、自らの責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に対して与えた損害または損失に対しては、県委員会は損害賠償、損失補償その他の責任を一切負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

この要領は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 年 月 日から施行する。